

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 10 号

犯罪被害者等の保護を求める意見書の提出について

---

---

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成 29 年 12 月 15 日

提出者	米沢市議会議員	鳥海隆太
-----	---------	------

賛成者	〃	山村明
-----	---	-----

	〃	相田克平
--	---	------

	〃	佐藤弘司
--	---	------

	〃	
--	---	--

	〃	
--	---	--

	〃	
--	---	--

	〃	
--	---	--

	〃	
--	---	--

米沢市議会議長 様

## 犯罪被害者等の保護を求める意見書（案）

安全に安心して暮らせる社会を実現する事は、国民全ての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するための努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者の多くは、これまでその人権が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。更に、犯罪等による直接的な被害に止まらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する国は、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その人権の保護が図られる社会を実現しなければならない。

犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために、犯罪被害者等基本法が平成16年に制定された。

この様に法整備された後でも重大事件は発生し、そのたびに被害者やその遺族の方々の深い悲しみに対し、哀悼の意を感じるばかりである。

犯罪被害者等は精神的にも肉体的にも大きな傷が残り、その後の人生を大きく狂わされ、深い悲しみに落とされる。更には、裁判や報道等で事実を再び掘り起こされ、その報道において、本来保護されるべき被害者等が実名で報道される事により、被害者等本人の意志に関係なく偏見や好奇心にさらされている。

現在の犯罪被害者等基本法のなかでは、実名報道を規制して、犯罪被害者等の人権やプライバシーを保護する具体的な方策がなく、あるのは罪を犯した者の更生保護の観点からの匿名報道や少年法第61条記事等掲載の禁止である。

については下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者等基本法の前文に明記されているように、犯罪被害者が副次的な被害に合わない様に「犯罪被害者等の視点に立った政策」や法律を一日も早く整備し、犯罪被害者の保護のために取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月 日

米沢市議会議長 島 軒 純 一

内閣総理大臣 様  
法務大臣 様  
文部科学大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様